

桜川消防署庁舎建設事業

事業計画

版 数	発 行 日	改 訂 内 容
第 1 版	平成 3 0 年 1 2 月	初版発行
第 1.1 版	令 和 3 年 4 月	2 - (2) ・ 現況に一部追加 2 - (3) ・ 用途地域を一部追加 3 - (1) ・ 職員数を変更 ・ 施設内容を一部追加 4 - (8) ・ 土地利用計画の一部を 削除

1. 事業の名称等

(1) 事業の名称

桜川消防署庁舎建設事業

(2) 事業の目的

桜川消防署は昭和49年に旧岩瀬消防署として開設以来43年が経過し、老朽化及び配置職員が増えたことにより事務室・仮眠室等の狭隘化が著しい状況です。

また、大和分署庁舎については、昭和58年に当時の大和村営プールの管理棟を借用し、改修のうえ大和分署として開設したものでありますが、東日本大震災で被災し、応急危険度判定の結果、業務継続が困難であると判定されたことから平成23年10月より隣接地に設置したプレハブ仮庁舎での業務を余儀なくされております。

筑西広域市町村圏事務組合としては、桜川消防署及び大和分署の現状を早期に改善し、桜川市の防災拠点として、多様化する市民のニーズに的確にこたえるべき機能と、今と未来の広域を、確実、迅速に守るため、下記事項を根幹とした新庁舎を早期に建設することを目的としています。

(ア)桜川消防署を近隣に移転し大和分署を統合する

災害・緊急事態対応のための準備、通常業務の環境、そして24時間勤務のための住環境として劣悪な桜川消防署と大和分署を早急に改善するため、また、増加する救急出場、多様化・大規模化する各種特殊災害に適切に対応するため、大和分署統合により人員を集約し、配置職員に柔軟性を持たせ、バランスのとれた人員の有効活用を図ります。

(イ)災害応急対策拠点として機能を発揮できる地震・災害に強い施設

あらゆる災害の緊急事態に備え、自らが災害に強い消防施設の整備とともに、災害応急対策拠点としての機能を有する施設とします。

(ウ)高い機能性を有する施設

各種訓練施設の充実とともに、地域住民を対象とした講習会等を行える設備を整え、併せて、緊急時ヘリコプター離発着機能を適切に発揮できる施設とします。

(エ)人と環境にやさしい施設

職員の健康と安全の確保を図るとともに女性向け設備を整備し、また、環境負荷を少なくするため新エネルギー資源の活用を積極的に図り、環境に配慮した経済性の高い施設とします。

(3) 事業者の名称

名称 筑西広域市町村圏事務組合

所在地 〒308-0803

筑西市直井 1076

管理者（筑西市長） 須藤 茂

2. 計画地の概要

(1) 位置

移設する計画地は、現在の桜川消防署から西に約520m、JR水戸線岩瀬駅から北西に約720m、国道50号バイパスから南に200mに位置する県西総合病院跡地である。

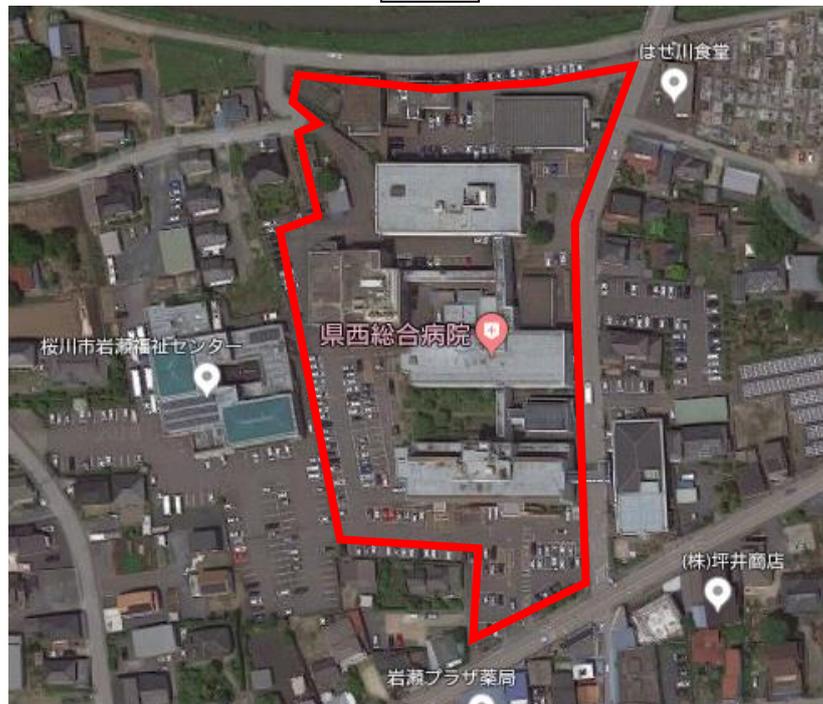
位置図



(2) 現況

① 移設予定地は、旧県西総合病院跡地である。

航測図



②病院跡地の敷地面積は約 17,000 m²あり、南側の約 3,000 m²は、平時は福祉センターが駐車場として利用する。有事には避難所や受援する際に必要な集結拠点として広域消防と共同利用ができるよう計画する。あわせて、敷地東側道路の拡幅工事を桜川市において計画している。それ以外の敷地について約 10,000 m²を活用し桜川消防署庁舎建設を計画する。その他の敷地は消防署と市の共有地として広域消防が管理する。



(3) 用途地域・公簿面積

ア	区域区分	市街化区域
イ	用途地域	第一種中高層住居専用地域
ウ	防火地域	指定なし
エ	指定区域	指定なし
オ	容積率	200%
カ	建蔽率	60%
キ	公簿面積	調査中

3. 建設計画

(1) 庁舎

①職員数…毎日勤務者3名、交替制勤務者常時16名体制(交替制勤務者総員53名)の計56名とする。

②敷地面積… 10,000 m²程度

※その他の敷地は消防署と市の共有地として広域消防が管理する。

③延床面積… 3,000 m²程度

④施設内容…下記表を参照

	諸室名称	用途内容、設置根拠など	算定面積 (調整中)
事務施設	署長室	・署長の執務・応接スペースを事務室に隣接した場所に設置する。	
	事務室	・職員の執務室及び来庁者対応として使用する ・事務室と車庫を結ぶ動線の経路や幅員を優先的に考えた配置とする	
	相談室 打ち合せ室	・事務室内に打ち合わせコーナーを設け、市民相談、調書作成聴取スペースとして使用する	
	火災原因調査室	・各種分析機器を整備し、火災原因を調査・研究する執務室を配置する。	
	屋内訓練場 兼大会議室	・各種行事、研修、市民の講習等に使用する ・屋内訓練施設を兼用するために静音性に優れた床材等を採用する。 ・署員の会議及び研修等に使用する ・会議室を兼用し、大規模災害時は対策室として活用する ・机等の備品を収納できる倉庫を配置する	
	小会議室	・各種会議スペースを配置する	
	書庫兼 文書室 倉庫	・保存文書及び査察台帳等を保管する	
	計		
附帯施設	指令 端末室	・事務室と車庫を結ぶ動線の経路や幅員を優先的に考えた配置とする ・防火衣装着室に隣接または付随させ、出場体制を円滑にできるよう配慮する	防火衣装着室 に含む
	男・女 更衣室	・毎日勤務者の更衣室を整備する。 ・仮眠室を準個室とした場合は、毎日勤務者とは別に、交替制勤務者用の更衣室を整備する。	
	リネン室	・寝具等を保管する室として使用する	
	便所	・男性用、女性用と分け配置する ・人感センサー付照明とする ・身障者を考慮したみんなのトイレ（多目的トイレ）を設ける	
	計		
車庫 及倉庫 施設等	車庫	・緊急車両を保管する場所として使用する ・大型緊急車両が配置できるものとする ・緊急車両6～8台が保管できる場所を確保する ・車庫の高さは、梁下で5m以上を確保する ・地震動による車庫の壁、柱及び車両との衝突防止並びに出動時の活動空間を考慮し、車両と柱、壁間及び車両相互の間隔及び車両後部と柱、壁間に十分な間隙を確保する ・車庫出入口にシャッター等を設ける ・災害対応用資機材収納スペースを設ける ・車両積載品の交換等、作業用スペースを設ける ・予備タイヤの保管等車両関係資器材庫を確保しタイヤラックを設ける	

	倉庫 (訓練棟)	<ul style="list-style-type: none"> ・林野火災及び水難事故等が発生する地域であり、事故等発生時には、迅速な初動対応が求められる。訓練棟1階部分を、各種資器材等が収容できる倉庫として使用する 	
	非常用備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・地震や竜巻等による大規模自然災害時の非常用品を備蓄するための専用倉庫として設置する。 	
	各種訓練施設	<ul style="list-style-type: none"> ・三連梯子を使用した高所救出訓練等、消防隊による各種訓練施設として使用する ・庁舎棟を利用し訓練できる環境を整備する。 ・ユニット型訓練施設を設置する。 	
	計		
仮眠及び休養施設等	仮眠室	<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊員のための夜間仮眠室として使用する ・個室又は簡易間仕切りにより準個室化を図る ・個室の場合は、更衣室を兼ねる。 ・仮眠室は出動動線に配慮する ・車庫への動線は、安全かつ短時間で到達することができるものとする 	
	トレーニング室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の体力錬成に必要なトレーニングを行うためのスペースとして使用する 	
	男子用浴槽・脱衣室・洗面所 ・洗濯室	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動、訓練後等、交替制勤務員の入浴室として使用する。ユニットシャワーを併せて設置する。 ・洗濯機パン・乾燥機台を設置するものとし、室全体を乾燥室として使用できる構造とする 	
	女子用浴槽・脱衣室・洗面所 ・洗濯室	<ul style="list-style-type: none"> ・女性救急隊及び女性消防隊員用の女性スペースとして消防活動、訓練後等、交替制勤務員の入浴室として使用する。ユニットシャワーを併せて設置する。 ・洗濯機パン・乾燥機台を設置するものとし、室全体を乾燥室として使用できる構造とする ・プライバシー保護のため、女性用施設を1か所にまとめて整備する 	
	男女厚生室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員がリフレッシュできる厚生室を整備する 	
	計		
その他施設	展示コーナー	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランス、通路部分を活用する ・来庁者、市民への広報用品を提示する 	
	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・職員20名程度の食堂として使用する。 ・職員の休憩スペースを兼、災害時は仮眠スペースとしての利用を考慮する。 	
	厨房	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室として使用し、炊き出し等非常時に調理可能な備品を整備する。パントリーを含む 	
	湯沸し室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室に近接設置する 	
	防火衣装着室	<ul style="list-style-type: none"> ・出動時防火衣を着装するスペース。防火衣収納庫及び出場指令書の受信設備を備える ・装着室を設け、防火衣収納ロッカーを設置する ・迅速に出動するため、車庫に隣接して配置する ・着装時における隊員相互の接触を避けるため、広い着装スペースを確保する 	
乾燥室	<ul style="list-style-type: none"> ・濡れた防火衣・ホース等を乾燥する乾燥室を整備する。 		

その他施設	装備品格納庫	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動用資機材及びホース等を保管するスペースとして使用する ・緊急車両車庫に隣接させ、資器材の搬出入が容易に行える開口を設ける ・物品保管用に強固な構造の棚を設ける。 ・外部搬出入を設ける ・各壁面に棚を設置する。・換気設備等を設ける 	
	機材庫	<ul style="list-style-type: none"> ・救助出動時に必要な資機材保管庫として使用する ・出場時必要に応じて車両積載できるよう、車庫に近接設置する ・潜水用ツール、化学防護服等はハンガーにて保管できるような設備を設置する 	
	工具室	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の潤滑材、整備用油脂、チェーンソー、エンジンカッター等の燃料保管庫として使用する 	
	救急倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・救急資器材の管理収納室として使用する ・救急消毒室に隣接して設置する ・天井を張り換気設備を設ける等、衛生面に配慮した構造とする 	
	救急消毒室	<ul style="list-style-type: none"> ・救急隊員や資器材の消毒室として使用する ・救急出動で使用した資器材の洗浄と消毒を行う ・救急隊及びP A連携により感染の疑いがある傷病者に対応した職員と、来庁者や職員との接触を避け、汚染された疑いのある衣服や資器材を一時的に収容するための設備を設置する ・二層式流し台とし、一槽は深型で、手洗い及び血液や汚物等で汚れた資器材を洗浄でき、他の一槽は、消毒剤を浸し、消毒できる仕様とする ・感染性廃棄物を収納する専用容器を設置する箇所を設置する。 ・洗浄した資器材を滅菌するための前作業を行うため、作業台を設ける。 ・血液、汚物等により汚染された救急服等を洗浄する洗濯機、乾燥機を設置する ・ストレッチャーを洗浄するスペースを設け、ホースリールにより延長可能なシャワー機能を設置する ・救急車の駐車位置に隣接させ、車庫及び廊下の両方から直接出入りできるものとする ・出入口はフット式センサー自動ドアを設置する。 ・汚物流し便器を設置する。 	
	医療廃棄物保管庫	<ul style="list-style-type: none"> ・医療廃棄物を適切に管理できるよう計画する 	
	空気ボンベ充填室	<ul style="list-style-type: none"> ・空気ボンベの充填と、ボンベが保管できるスペースを整備する。 	
	危険物屋内貯蔵所	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両7日分の燃料を備蓄する貯蔵所を計画する。 	
	非常用電源設備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時に72時間外部から供給なしに稼働できる非常用電源設備を整備する 	
	ゴミ集積所	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ集積所を設置する。 	

運転技術 訓練場	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内で各車両の操縦訓練が出来るスペースを計画する 敷地傾斜を利用したコースの設置を検討する。 	
通路等部分	<ul style="list-style-type: none"> 来庁者との動線区別のため職員用出入口を設ける。 事務室と車庫を結ぶ動線の経路や迅速に出動するための幅員を考慮する。 仮眠室、トレーニング室から安全かつ短時間で到達できる動線を検討する。 自動販売機コーナーの設置を検討する。 	
計		
算定面積合計		

4. 土地利用計画

(1) 道路計画（出入口）

緊急車両の出動動線は東側市道として計画する。（出入口幅15m程度）
職員・来客等の出入りは緊急車両の出動動線と区分して別に設置する。

(2) 雨水計画

今後調査を実施。

(3) 汚水計画

桜川市の公共下水道管に接続する。

(4) 給水計画

桜川市の水道管に接続する。また、消防車両積載用水の確保及び非常時における水源確保を目的に井戸を設置する。

(5) 消防水利

既存施設の活用及び飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を検討する。

(6) 防災計画等

工事中の安全並びに土砂・泥水流出防止に努める。
建設工事中は、防護ネット等を設け、ゴミ等の飛散防止に努める。

(7) 計画地の主な規制等

都市計画法…今後調査を実施
農地法…今後調査を実施
文化財保護法…今後調査を実施
他法令の手続き…今後調査を実施

(8) 緊急時ヘリ離着陸場

安全かつ迅速に活動することを目的に敷地内に必要なスペースを確保する。

(9) ごみ処理

許可業者に委託する。

(10) 電力

東京電力から供給を受ける。

(11) ガス

必要に応じ、プロパンガスの設置を検討する。

(12) その他の計画

桜川市の各種イベント及び消防団の訓練等が実施可能なスペースを確保する。